

業務指示書

ミャンマー国マンダレー港整備計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年12月14日 12時　まで

問合せ先：調達部 契約第一課 関谷 貴子 Sekiya.Takako@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年12月19日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項———別紙のとおり

第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求める。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていいます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）
であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行つた者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行つた者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。
なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ（第5の3参照）では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：港湾整備に関するO/D, B/D, D/D, S/V

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

(6) 現地業務に必要な資機材

(7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

(8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／港湾計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：港湾計画に関する各種業務

2) 対象国又は同類似地域：ミャンマー 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 港湾施設設計】

1) 類似業務の経験：港湾施設設計に関する各種業務

2) 対象国又は同類似地域：ミャンマー 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 施工計画/積算（土木）】

- 1) 類似業務の経験：施工計画/積算（土木）に関する各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2016年12月26日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参考すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他（以下に記載の経費）

- (1) 地形測量 (2) 地質調査 (3) 水質調査 (4) 深浅測量 (5) 底質調査 (6) 騒音/大気質調査 (7) 気象調査 (8) 河川調査 (9) 環境社会配慮調査

上記業務に関し、現地再委託又は本体契約の直営実施のいずれによる場合に関わらず別見積りとする。ただし、本体契約の直営実施の場合には旅費（その他）、直接人件費、その他原価及び一般管理費の別見積り計上は認めない。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MMK1 = 0.08704 円, US\$1 = 112.305 円, EUR1 = 119.249 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／港湾計画
港湾施設設計
施工計画/積算（土木）

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

12.29 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 價格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年1月20日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)
(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の業務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
ミャンマー国マンダレー港整備計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／港湾計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	—	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
シ) 業務管理体制	—	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 港湾施設設計	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 施工計画/積算（土木）	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験	—	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	—	
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験	—	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	—	
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 事業の背景

内陸水運水路はミャンマーにとって重要な交通網である。全国に 6,650km に及ぶ航行可能な水路があり、中でも国土を中央に縦断するエーヤワディー川は、全長 2,170km、航行可能水路長は 3,938km（支川を含む）に及んでいる。水路を経由してミャンマー最大の都市ヤンゴンから主要都市への航行が可能である。

マンダレー市は、ヤンゴンから 700km 北のエーヤワディー川沿いに位置するミャンマー第 2 の商業都市で、ヤンゴン/マンダレー鉄道や国道 1 号線及び 2 号線、高速道路が接続する交通戦略上重要な拠点の 1 つである。同市内にあるマンダレー港は全国各地の港湾との間に旅客船及び貨物船が往来し、特に北部地域との交通・物流の拠点となっており、ミャンマー内陸水運において最も重要な河川港の一つである。

JICA が 2012～14 年にかけて実施した「全国運輸マスター プラン」においても、マンダレー港の整備は回廊開発と関連付け緊急性が高い事業として優先プロジェクトリストに位置付けられ、同マスター プランの中においてプレ FS を実施した。

上述のようにマンダレー港は地理的に河川港としての重要性が認識されている一方、現在のマンダレー港は中心市街地に近い延長約 6km の自然河岸を利用した前近代的なものであり、貨物荷役施設が存在しないことからすべての荷役が人力で行われている。川岸に停泊した船舶に河原から木板を船に渡した状態での旅客の乗船や貨物荷役が行われており、不安定な施設状態により、非効率な交通・物流を余儀なくされている。また後背地の不足により、雨季の河川水位の上昇時には、河岸道路上での荷役が行われており、周辺道路の渋滞を引き起こしている。

以上の状況を受け、ミャンマー政府は 2015 年 4 月、我が国に対してマンダレー港の改修に係る無償資金協力を要請した。本業務は、同要請を受けてマンダレー港整備の妥当性の検討、概略設計及び概略事業費の積算等を行うものである。

2. 事業の概要

(1) 事業目標

ミャンマーの主要河川港の一つであるマンダレー港の整備により、同国の内陸水運による交通・物流の効率化が図られる。

(2) 事業の成果

マンダレー港の荷役施設機械化、ターミナル建設等の近代的港湾施設が整備される。

(3) 事業の概要

我が国への要請内容は以下の通り。

- ・マンダレー新港の建設（棧橋長さ 180m、荷役ヤード 29,540m²、進入路 304m、進入橋 238m）
- ・荷役機械、機材の導入
- ・コンテナヤード、倉庫の建設

(4) 対象地域（サイト）

マンダレー市

(5) 関係官庁・機関

監督官庁：運輸・通信省水資源・河川開発局 (Directorate of Water Resources and Improvement of River Systems: DWIR, Ministry of Transport and Communication: MOTC)

実施機関：内陸水運公社 (Inland Water Transport: IWT)

(6) 本事業に関連する我が国の主な援助活動

- ・個別専門家「運輸交通政策アドバイザー」(2012年～)
- ・「イラワジ川における低吃水計量台船の普及・実証事業」(2015～2016年)
- ・「全国運輸交通プログラム形成準備調査 内陸水運港湾開発・輸送船舶改善事業協力準備調査」(2013～2014年)
- ・「地方都市開発計画策定にかかる情報収集・確認調査」(2015～2016年)

3. 業務の目的

無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、事業実施に対する我が国無償資金協力の位置づけ、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することとする。

4. 業務の範囲

本業務は、ミャンマー政府から要請のあった「マンダレー港整備計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICAがミャンマー側とで合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 既往調査結果のレビュー

本事業に関連する既往調査（特に「全国運輸交通プログラム形成準備調査/内陸水運港湾開発・輸送船舶改善事業協力準備調査」(2013～2014年) 及び「地方都市開発計画策定にかかる情報収集・確認調査」(2015～2016年)）の結果に関してレビューを行う。

(2) 現地調査の実施方法

本業務は、下記のとおり計3回の現地調査実施を想定する。それぞれの現地調査に際しては、JICAから調査団員を各7～10日間程度参加させることとする。

1) 第一次現地調査

要請内容、用地選定に関する協議及び複数の候補地の中から最適な港湾用地の提案、運用・維持管理に関する法令・規則等の現状確認、最適な事業内容を検討するために必要な情報収集を行う。また第二次現地調査時にて行う調査や再委託の準備等も行う。

2) 第二次現地調査

ミャンマー側と協議を行い、用地を確定した上で、具体的な協力内容の検討及び概略設計、概略事業費の積算、最終報告書案の作成等に必要な調査、情報収集及び協議を行う。また自然条件調査（現地再委託可）等も行う。

3) 概略設計説明調査

最終報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得る。

(3) 計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で隨時十分 JICA と協議すること。なお、特に以下の 3 つの段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

1) 第一次現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「第一次現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

2) 第二次現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「第二次現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に具体的な協力内容の検討・設計の方向性を協議、確認する。

3) 概略設計説明調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、先方関係者に説明する計画内容を確認する。

(4) 施設・機材の仕様・数量の検討

我が国への要請内容は「2. (3) 事業の概要」の通りであるが、荷役機械、ヤード及び倉庫等の周辺施設については、将来の貨物取扱量等を踏まえてその規模・配置計画などを検討し提案する。また、提案に当たっては、優先度に応じて複数の案（事業費を含む）を提案する。

(5) 自然条件調査

エーヤワディー川は年間を通して、雨季と乾季の降水量の差に大きく影響を受け、河川水位が大きく変動する。雨季と乾季の差を考慮して、当該時季に必要な自然条件調査を検討・実施する。

(6) 施設及び機材の運用・維持管理体制の確認

本事業完成後の港湾施設、荷役機械、倉庫などの運営・維持管理を IWT が担うことを事業の前提としているが、IWT はこれまで港湾管理を担った実績はない。IWT が港湾管理を担うにあたり、関連する法令・規則等の現状を確認のうえ、必要な法令・規

則等の整備を提案する。また、荷役作業については、民間への業務委託を想定していることから、港湾管理に必要な組織規程や予算・決算制度等を確認し、相手国政府側が実施すべき事項を提案する。併せて、IWT の今後の組織体制、能力強化支援策について、技術協力プロジェクト、専門家派遣などの技術協力の可能性も含めて検討し、提案する。

(7) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月)（以下、「JICA 環境ガイドライン」）に掲げる港湾セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への影響は重大でないと判断され、かつ同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、同ガイドラインに基づくカテゴリーB に分類されているが、環境への影響が考えられる項目について IEE レベルの調査を行う。なお、調査にあたっては、環境社会配慮カテゴリーB 案件報告書執筆要領（2011 年 6 月）を参照する。

(8) 施工時の安全対策に関する検討

「ODA 建設工事等安全管理ガイドライン」(2014 年 9 月)（以下、「安全管理ガイドライン」）の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、ミャンマーでの最近の既往調査報告書等や JICA 事務所から同国での安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する（もしくは別添資料として調査報告書の添付資料としてまとめる）。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、安全管理ガイドラインの安全施工技術指針及び収集した同国の工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等により同国の他案件の事例も踏まえたうえで必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。必要に応じて同国で施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の安全対策に関する情報は JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で JICA 事務所と協議し、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）が必要な情報について JICA 事務所に確認・合意する。また、現地調査終了時には必ず JICA 事務所に報告を行う。

6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。本業務指示書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。

(1) インセプション・レポートの作成

- 1) 要請書及び関連資料（特に「全国運輸交通プログラム形成準備調査/内陸水運港湾開発・輸送船舶改善事業協力準備調査ファイナルレポート」(2014 年 9 月) 及び地方都市開発計画策定にかかる情報収集・確認調査ファイナルレポート」(2016 年 7 月)) の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査

全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

2) 上記1) を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）について先方政府関係者に説明し、内容を協議する。

(3) 事業の背景・経緯の確認

- ア) ミャンマーにおける港湾整備に係る上位計画（国家戦略開発計画等）を確認する。
 - イ) マンダレー市における都市開発計画を確認する。
 - ウ) 具体的な要請の背景、経緯を確認する。現マンダレー港及び新港候補地周辺における関係機関の要望についても確認する。
 - エ) 対象地域及び周辺インフラ開発に係る他ドナーの援助動向及び本事業の関連性及び相乗効果について確認する。

(4) 貨物及び航行船舶動向の調査

- ア) 本事業に関連する既往調査（特に「全国運輸交通プログラム形成準備調査／内陸水運港湾開発・輸送船舶改善事業協力準備調査」（2013～2014年）及び「地方都市開発計画策定にかかる情報収集・確認調査」（2015～2016年））の結果に関してレビューを行う。
 - イ) 既往調査などを基に現マンダレー港を出入りする貨物の出荷地域、輸送路（陸路、水路）を確認し、その輸送費、港湾取扱料金、陸上輸送費、将来の開発計画を調査・検討のうえ比較し、河川輸送の優位性を検証する。
 - ウ) エーヤワディー川を航行する船舶数、種類、大きさ、諸元、旅客数、取扱貨物量・内容及び将来の船舶計画を調査する。主要港湾の整備状況、将来開発計画を調査し、将来の船舶数、船型を予測し、現在及び将来にわたって円滑な航行に必要な桟橋前面水深及び円滑な荷役に必要な荷役機械、港湾施設規模を確認する。

(5) 自然条件調査（仕様書別添）

- ア) 現マンダレー港の周辺の建設候補地において、雨季・乾季の差を考慮して自然条件調査（現地再委託可）を行う。その際、既往調査との重複を避ける。
 - イ) 建設候補地周辺の地形、土地利用を調査する。またマンダレー中心地への輸送ルートについても調査する。必要に応じて、港から既往の道路までのアクセス輸送路についても検討する。
 - ウ) エーヤワディー川は年間を通して、雨季と乾季の降水量の差に大きく影響を受け、水位が大きく変動する。雨季と乾季を考慮して、当該時季に必要な自然条件調査を検討・実施する。
- 本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保すること、もしくは施工中の環境モニタリングのベースラインデータとするため、対象サイトにおいて、既存資料のレビューを含め、気象、海象、地形、地質、水

質等の自然条件調査を行う。なお、以下に示す調査については、現地再委託にて実施することを認める。ただし、調査コスト削減のため、既存資料から得られる情報を可能な限り活用し、必要最小限の調査となるよう留意することとする。

なお、気候変動対策について、JICA 気候変動対策支援ツール（参考資料）を参照し、脆弱性等を考慮し、設計に必要な気候変動解析結果等を整理する。

- 1) 地形測量
- 2) 地質調査
- 3) 水質調査
- 4) 深浅測量
- 5) 底質調査
- 6) 騒音/大気質調査
- 7) 気象調査
- 8) 河川調査

具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に調査が必要だと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

（6）環境社会配慮調査

環境影響について以下 1) 及び 2) に記載する調査を実施する（現地再委託可）。

1) JICA 環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案、簡易住民移転計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ－B 案件報告書執筆要領（2011 年 6 月）」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、上述 JICA 環境ガイドライン＜参考資料＞の環境チェックリスト案を作成する。

2) 環境社会配慮調査の主な項目は、以下の通り。

- ア) ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、周辺住民の生活区域及び経済社会状況等）の確認
- イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ・ 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - ・ JICA 環境ガイドラインとの乖離及びその解消方法
 - ・ 関係機関の役割
- ウ) スコーピング（事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
- エ) 影響の予測
- オ) 影響の評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
- カ) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- キ) 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）（案）の作成
- ク) 予算、財源、実施体制の明確化
- ケ) ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）

※用地取得・用地借用及び住民移転が存在する場合、社会影響について以下に記載する調査を実施する。

- 3) JICA 環境ガイドラインに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下ア)～シ) のとおり。また、報告書の作成においては、「カテゴリーB 案件報告書執筆要領（2011年6月）」に基づくこととする。簡易住民移転計画案の策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。

ア) 用地取得・住民移転の必要性

- イ) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
ウ) 事業対象地の占有者の最低 20% を対象とした家計・生活調査結果
エ) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
オ) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
カ) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
キ) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
ク) 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）の特定及びその責務
ケ) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
コ) 費用と財源
サ) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
シ) 事業の初期設計及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果

- (7) 運輸交通セクター（特に港湾）に関する法令や基準、設計、施工条件の確認
運輸交通セクター（特に港湾）に関する法令や基準、設計、施工条件を確認する。施工計画・積算の必要精度を確保するため、ミャンマー側関連機関と十分協議・調整を行い、施工計画の条件（作業可能時間など）を確認・整理する。

(8) 港湾用地の選定

既往調査にて複数の候補地が挙げられている。サイト調査（土砂の堆積状況など含む）、自然条件調査、マンダレー市の都市開発計画との整合性、アクセス輸送路の必要性、環境社会配慮等を踏まえて、港湾用地として最適な場所を提案する。

(9) 桟橋構造の検討

サイト調査、自然条件調査等を踏まえて、固定式桟橋または浮桟橋のうち最適な桟橋構造を検討し、提案する。

(10) 施設及び機材の運用・維持管理体制の確認

IWT が港湾管理を担うにあたり、関連する法令・規則等の現状を確認のうえ、必要な法令・規則等の整備を提案する。また、港湾管理に必要な組織規程や予算・決算制度等を確認し、相手国政府側が実施すべき事項を提案する。併せて、IWT の今後の組織体制、能力強化支援策について、技術協力プロジェクト、専門家派遣などの技術協力の可能性も含めて検討し、提案する。

(11) 事業内容の計画策定（概略設計）

上記調査及び JICA との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計にあたっては、協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）を参照して設計総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本計画

上記を踏まえ、計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。なお、今般要請のマンダレー港の計画については「全国運輸交通プログラム形成準備調査／内陸水運港湾開発・輸送船舶改善事業協力準備調査」（2013～2014 年）及び「地方都市開発計画策定にかかる情報収集・確認調査」（2015～2016 年）において調査・検討されているが、同調査結果をレビューのうえ改めて確認する。

3) 概略設計図

4) 施工計画

- ・施工方針
- ・施工上の留意事項
- ・施工区分（先方負担工事との区分）
- ・施工監理方針
- ・品質管理計画
- ・資機材等調達計画
- ・実施工程
- ・安全管理計画

(12) 相手国側負担事項の概要

- 1) 相手国側負担事項（用地確保、各種建設許可の取得等）のプロセス、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、確約を取り付ける。
- 2) 本プロジェクトではサイト選定、用地確保に際して、原則的に非自発的住民移転が生じないよう留意するが、対応すべき事項がある場合には手続きや所要期間を確認のうえ、先方に対して速やかに対応するよう申し入れ、手続き完了を確認するために証拠書類の提出を求める。
- 3) 無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか、現地で調達する資材や業者へはどのような

税金が含まれ、免税をどのような方法において実現するのかを詳しく調査する。なお、下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合には、その理由を詳しく調査する。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報はDD時にさらに精査・更新されていくものである。

免税情報は事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点で事務所と協議し、情報収集と情報アップデートについて事務所と合意する。調査終了時には必ず事務所へ報告する。

(13) 事業の運営・維持管理計画

- 1) 先方実施機関の組織力、技術力及び財務的能力を検証し、本計画で適用する港湾の管理運営形態に応じて、先方実施機関の能力強化の要否、監督官庁に求める支援策を検討する。
- 2) 本計画で適用する港湾の管理運営形態に応じて、荷役作業の効率化などの観点でソフトコンポーネントなど技術支援の必要性を検討し（技術協力プロジェクト、専門家派遣などの技術協力の可能性も含む）、必要と認められる場合はその計画を策定する。
- 3) 想定される運営・維持管理費を算出する。

(14) 概略事業費

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算に当たっては、設計・積算マニュアル（試行版）に準拠して積算総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。なお、積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることや、入札予定価格の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としなければならない。

1) 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、設計・積算マニュアル補完編（土木分野・建築分野）及び機材編）を参照して積算を行う。

2) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費（実績ベース）等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成する。

ア) 実施時期

イ) 事業費（総事業費及び内訳）

ウ) 概略の仕様

エ) 入札方法（P Q基準、国際入札／国内入札等）

オ) 契約条件（総価方式／B Q方式、支払い条件（履行保証の有無等）等）

カ) 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

3) 予備的経費

本計画に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これをJICAに提供する。JICAが算定した予備的経費率を概略事業費に反映させる。

- ア) 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）
- イ) 工事量変動にかかるリスク
- ウ) 自然条件にかかるリスク（洪水等）
- エ) 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- オ) 治安状況にかかるリスク

(15) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

協力対象事業の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(16) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(17) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

(18) 事業の評価

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的效果、②定性的効果に分類して評価し、定量的效果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

(19) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容についてJICAと協議する。

(20) 事業概要の本邦企業への説明

先方政府関係者との説明・協議前に本邦企業（OCAJI等の業界団体）へ事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情といった、事業実施に重要なポイントの成果を説明する。企業側から質問等が出た場合にはJICAと対応を協議する。

(21) 準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）をミャンマー政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概算事業費を含む）。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的

自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。なお、この説明・協議実施にあたり、関係者の理解促進を図るために3~5分程度の動画を作成して提示する。

(22) 準備調査報告書等の作成

ミャンマー政府関係者等への準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 準備調査報告書
- 3) 機材仕様書
- 4) デジタル画像集（上述の3~5分程度の動画を含む）
- 5) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(6)から(10)を成果品とする。

- | | |
|---|---|
| (1) 業務計画書 | : 和文 3 部 |
| (2) インセプション・レポート | : 和文 5 部、英文 10 部 |
| (3) 第一次現地調査結果概要 | : 和文 3 部 |
| (4) 第二次現地調査結果概要 | : 和文 3 部 |
| (5) 準備調査報告書（案） | : 和文 5 部、英文 10 部 |
| (6) 概略事業費（無償）積算内訳書 | : 和文 2 部 |
| (7) 準備調査報告書
(※完成予想図を含む。) | : 和文（製本版） 8 部及び CD-R 2 枚
: 英文（製本版） 15 部及び CD-R 2 枚
: 和文（簡易製本版） 5 部及び CD-R 1 枚 |
| (8) 機材仕様書 | : 和文 3 部、英文 5 部 |
| (9) デジタル画像集 | : CD-R 2 枚（デジタル画像 40 枚程度） |
| (10) 進捗報告書（Project Monitoring Sheet）の初版 | : 和文 3 部、英文 3 部 |

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (6) 概略事業費（無償）積算内訳書については2016年4月に策定された協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）の補完編・機材編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2015年4月）」を参照することとする。

注3) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2017年2月上旬より第一回現地調査を行い、2017年3月上旬までに現地調査結果概要を提出する。2017年3月下旬に第二回現地調査を実施し、2017年4月下旬までに現地調査結果概要を提出する。国内解析（積算審査に要する期間を含む）を実施し、2017年10月上旬に第三回現地調査（概略設計説明調査）にて準備調査報告書（案）を先方政府へ説明し、2017年12月中旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

項目	時期	2017年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
事前準備			■										
現地調査（その1）			■										
国内解析（その1）				■									
現地調査（その2）					■								
国内解析（その2）						■							
概略設計概要説明											■		
国内整理												■	
準備調査報告書提出												■	▲

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 調査人月：約 29.02M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

- 1) 業務主任／港湾計画（2号）
- 2) 港湾施設設計（3号）
- 3) 建築計画・設計
- 4) 自然条件調査
- 5) 環境社会配慮
- 6) 機材計画
- 7) 港湾施設・設備維持管理
- 8) 施工計画/積算（土木）（3号）
- 9) 施工計画/積算（建築・機材）

注) なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、上記に記載の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 参考資料

(1) 配布資料

- ・環境社会配慮力テゴリーB 案件報告書執筆要領

(2) 貸与資料

以下の資料については、貸与とし、プロポーザル作成後、要返却となる。貸与にあたっては JICA 社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信第二チーム (03-5226-8162) まで連絡する。

- ・無償資金協力要請書

- ・「全国運輸交通プログラム形成準備調査内陸水運港湾開発・輸送船舶改善事業協力準備調査ファイナルレポート」(2014年9月)

- ・「地方都市開発計画策定にかかる情報収集・確認調査 ファイナルレポート」(2016年7月)

(3) 閲覧資料

下記資料は JICA ホームページ (<http://www.jica.go.jp/>) にて閲覧可能。

- ・国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2010年4月)

- ・<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/>

- ・ODA建設工事安全管理ガイド (2014年9月)

- ・http://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda_safety/index.html

- ・JICA不正腐敗防止ガイド (2014年10月)

- ・http://www.jica.go.jp/information/info/2014/20141009_01.html

- ・協力準備調査 設計・積算マニュアル (試行版) (2009年3月)

- ・http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/plan_ma_n.html

- ・気候変動対策支援ツール／緩和策 (2014年3月)

- ・http://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html

- ・「全国運輸交通プログラム形成準備調査 ファイナルレポート (要約)」(2014年9月)

- ・http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12230702.pdf

- ・「全国運輸交通プログラム形成準備調査内陸水運港湾開発・輸送船舶改善事業協力準備調査 ファイナルレポート (要約)」(2014年9月)

- ・http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12230769.pdf

4. JICA からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

(1) 第一次現地調査

- 1) 団員構成：総括、計画管理

- 2) 調査行程：約 10 日間

- 3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本調査方針を確認し、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

(2) 第二次現地調査

- 1) 団員構成：総括、計画管理
- 2) 調査行程：約 10 日間
- 3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本計画及び設計方針を検討し、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

(3) 第三次現地調査（概略設計説明調査）

- 1) 団員構成：総括、計画管理
- 2) 調査行程：約 7 日間
- 3) 目的：準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

5. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国無償資金協力として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザル作成ガイドライン」の様式-2及び様式-3を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、総括団員滞在期間中、原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を検討する。

(3) 調査用機材の調達

現地調査に関し、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、見積もりに含めること。本邦から携行するコンサルタント所有機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

(4) 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める。

- (1) 地形測量
- (2) 地質調査
- (3) 水質調査
- (4) 深浅測量
- (5) 底質調査
- (6) 騒音/大気質調査
- (7) 気象調査
- (8) 河川調査
- (9) 環境社会配慮調査

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、現地再委託に係る経費は別見積りとする。

(5) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。

当地の治安状況については、在ミャンマー日本大使館及びJICAミャンマー事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。

また、在ミャンマー日本大使館及びJICAミャンマー事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて作業を行う場合には、当地の治安状況、移動手段について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。

現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

(6) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドライン（2014年10月）」の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

(7) 複数年度契約

本業務については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

以上

ミャンマー国「マンダレー港整備計画」に係る
自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な設計・積算精度を確保するため、事業サイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計施工計画、積算に資するものとする。

また、本事業により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案のうえ、コンサルタントは必要な調査の細目（調査の方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えない。その場合はプロポーザルにその旨を記載するものとする。

また、調査計画の策定に当たっては、JICA 環境社会配慮ガイドラインを参照すること。

2. 調査項目

(1) 地形測量

調査目的：構造物の平面計画を検討するために必要な情報を把握する。

調査内容：平板測量等

成果品：地形図

(2) 地質調査

調査目的：構造物建設の位置決定、基礎形式の検討に必要な情報を把握する。

調査内容：地表踏査、ボーリング（水上ボーリング含む）、標準貫入試験等

成果品：踏査結果、地質図、ボーリング柱状図

(3) 水質調査

調査目的：協力対象区域における現在の水質を把握すると共に、施工時の水質管理のベースラインとする。

調査内容、pH、塩分濃度、溶存酸素量 (DO)、化学的酸素要求量 (COD) 等

成果品：試験結果

(4) 深浅測量

調査目的：岸壁等構造物の計画を検討するために必要な情報を把握する。

調査内容：音波探査等

成果品：海底地形図

(5) 底質調査

調査目的：構造物を建設する周辺の海底面の状況を把握すると共に、施工時の底質管理のベースラインとする。

調査内容：底質採取及び分析、潜水観察等

成果品：分析結果、観察結果

(6) 騒音/大気質調査

調査目的：協力対象区域における現在の騒音、大気質を把握すると共に、施工時の騒音、大気質管理のベースラインとする。

調査内容：騒音地/発生源、SO₂/浮遊粒子状物質など

成果品：分析結果

(7) 気象調査

調査目的：構造物の施設計画を検討するために必要な情報を把握する。

調査内容：過去の気象/災害情報（天候、気温、湿度、風向、風速、降水量、災害履歴など）

成果品：気象情報の分析結果

(8) 河川調査

調査目的：河川構造物の施設計画を検討するために必要な情報を把握する。

調査内容：水位、河川流、水温、漂砂など

成果品：観測記録、分析結果

以上